

家族心理学研究 編集委員会規程

制 定：2010年8月21日

最新改定：2023年9月17日

（趣旨）

第1条 一般社団法人日本家族心理学会が出版する家族心理学研究の編集を行うために、家族心理学研究編集委員会（以下委員会）を置く。

2. 委員会事務局は、香川大学医学部臨床心理学科野口修司研究室内におく。

（組織）

第2条 家族心理学研究編集委員会は、委員長、副委員長、常任編集委員、編集委員で構成される。

2. 委員長、副委員長、編集委員、査読委員は理事会で選び、理事長が委嘱する。

3. 常任編集委員は、理事長、委員長、副委員長、理事をもってこれにあてる。

4. 編集委員は、代議員および理事会で選出された会員をもってこれにあてる。

5. 委員長、副委員長の任期は役員と同じく2年とし、再任を妨げない。ただし、委員長、副委員長は、連続して3期を超えてその任にあたることができない。

6. 常任編集委員、編集委員、査読委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（任務）

第3条 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在のときには委員長の代理を務める。

2. 常任編集委員、編集委員は、第6条で定める編集作業の職務を担当する。

（開催）

第4条 委員会は、委員長が招集して開催する。

（議事）

第5条 委員会は、常任編集委員ならびに編集委員の過半数の出席がなければならない。

2. 委員会は、出席委員の過半数で議決する。

（職務）

第6条 委員会は、家族心理学研究の編集に関する次の事項を審議し、処理する。編集業務の詳細は、家族心理学研究編集規程に定める。

（1）家族心理学研究の編集に関すること

（2）その他、必要な事業に関すること

（改定）

第7条 この規程の改廃は、理事会での承認を得るものとする。

附 則

1. 本規程は、2010年8月21日から施行する。
2. 本規程は、2016年10月16日に一部改定し、同日より施行する。
3. 本規程は、2017年5月13日に一部改定し、同日より施行する。
4. 本規程は、2019年9月21日に一部改定し、同日より施行する。
5. 本規程は、2023年9月17日に一部改定し、同日より施行する。